

会議名称	令和5年度第4回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	令和6年3月19日(火) 14時00分から16時45分まで	
場所	杉並区役所 第4会議室(中棟6階)	
出席者	委員	佐藤慶浩会長、氏橋治信委員、宇田川通宏委員、内山誠委員、恵羅明子委員、曾山恵理子委員、山崎正博委員、宇田川ゆうじ委員、おおつき城一委員、奥山たえこ委員、小池めぐみ委員、堀部やすし委員、安田マリ委員、浅見雄輔委員(オンライン参加)
	実施機関	毛利区民課長、坪川文化・交流課長、山田高井戸・和泉保健センター担当課長
	事務局	武井デジタル戦略担当部長、黒澤情報管理課長、倉島情報システム担当課長
傍聴者	0名	
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 令和5年度第3回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録(案) ・資料2 令和5年度第4回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項 ・資料3 住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会報告事項 ・参考資料(杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表)
	当日	<ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部改正について(報告) ・答申文(案)
【会議内容】		
1 開会		
2 令和5年度第3回審議会会議録の確定について…資料1		
3 令和5年度第4回審議会 報告・諮問事項について…資料2		
4 住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等 情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等…資料3		
5 一般報告		
6 その他		
7 閉会		
【報告・諮問事項審議結果一覧】		
報告第8号	個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の取組状況について	報告了承
諮問第4号	住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性の評価について	決定
諮問第5号	情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性の評価について	決定
一般報告	杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部改正について	報告了承

一般報告	「情報の公表及び提供に関する方針」の制定及び「情報公開制度の事務手引」の改訂について	報告了承
一般報告	杉並芸術会館が催した事業の申込者情報が閲覧可能であったことについて	報告了承
一般報告	すこやか赤ちゃん訪問記録票等の紛失について	報告了承

会長	<p>本日は御多用の中、当審議会に御出席いただきありがとうございます。ただいまより、令和5年度第4回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。はじめに、連絡事項について事務局からお知らせをお願いします。</p>
情報管理課長	<p>本日の会議の連絡事項をお伝えいたします。本日の会議におきまして、オンラインによる会議参加を実施してございます。本日は浅見委員がオンラインで参加をしています。次に、本日の会議につきまして、欠席される旨の御連絡がありました委員は、加藤委員、細川委員、手島委員の計3名です。</p> <p>会議の開始前に、審議会進行の留意点を確認させていただきます。発言者を明確にするため、発言をする委員は挙手をして、会長の指名を受けてから御発言ください。また、名乗った上で御発言を行ってください。オンライン参加の浅見委員におかれましては、発言時以外はマイクをミュート状態にさせていただきますようお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは議題に入ります。本日の審議の進め方ですが、次第としてお配りしてありますように、前回の会議録の確定を行ってから、報告・諮問案件の審議をしてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。それでは資料1の令和5年度第3回の会議録についてですが、まず、事務局から修正や補足説明はありますでしょうか。</p>
情報管理課長	<p>修正、補足説明などは特段ございません。</p>
会長	<p>それでは、委員の皆様から会議録につきまして、訂正箇所、御意見等はございますか。</p>
(意見等なし)	
会長	<p>ないようですので、令和5年度第3回の会議録については確定とさせていただきます。</p> <p>次に、次第の3に移らせていただきます。報告・諮問事項の審議に入ります。まず、資料2について、事務局から連絡事項をお願いします。</p>
情報管理課長	<p>一般報告の資料につきまして、当日配布資料がございました。一般報告「杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部改正について」につきましては、昨日18日の区議会本会議で議決され、内容が確定いたしましたので、本日、資料を席上に配布しております。一般報告の際はこちらを御覧いただきますようお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、会議次第の裏面、報告・諮問事項の一覧の順にしたがって審議をしていきます。はじめに、報告第8号「個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の取組状況について」です。本案件の当審議会での取扱いについて確認します。昨年4月に改正個人情報保護法が施行されたことにより、令和4年度まで当審議会に個別に報告・諮問されていた個人情報の取扱いに係る類型的な案件について、報告・諮問することができなくなったため、個別の業務における個人情報の取扱いについての審議ではなく、個人情報の取扱いに関して、区の内部で実施した自己点検の取組状況を審議会に報告していただくものです。それでは報告第8号について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
報告第8号	
情報管理課長	<p>(案件について説明する)</p>
会長	<p>御報告ありがとうございました。審議会の委員の皆様におかれましては、資</p>

	<p>料2の12ページにある表が今御報告いただいたものまとめの表になっています。そちらも併せて御確認をいただければと思います。それでは、最初に今の御報告に対して質問はありますか。</p>
奥山たえこ委員	<p>住宅確保要配慮者への家賃補助について、まず伺います。幾つかまとめて伺います。まず、この家賃補助、助成ですかね、これは杉並区長が言っている家賃補助をしますよというものとは異なるものであって、国のいわゆる住宅セーフティネット制度の中の事業なのでしょうか。</p> <p>次に、御説明の中で本人同意があればという話があったのですが、この助成を使うのには、御自分が住宅確保要配慮者であるということ、貸主、つまり大家さんに伝えなければ使えないのでしょうか。本人同意がなく、本人が伝えないでくださいと言ったら使えない、そういうようなスキームでよろしいのでしょうか。</p> <p>最後に、この制度を使いたい人は、杉並区役所や大家さんに何を伝えれば、家賃低廉化住宅事業の補助を使えるのかどうか御説明をお願いできますか。</p>
情報公開調整担当係長	<p>本件につきましては、所管課から賃貸人向けの補助要綱を設定して行う事業だと聞いています。</p> <p>続きまして、要配慮者であるということ、貸主、つまり大家さんに伝えなければ使えないかという点につきましては、本事業が賃貸人に対する補助であり、入居したいという方が対象者であるということが分かっていないと事業が進みません。最終的に入居する物件の契約については私契約になりますので、先に区のほうで、あなたはこの補助事業の対象者になり得ますよという、認定通知をするという形を取っています。この事業を利用して対象物件に入居することにより、金銭的な補助は間接的には入居者に行くのですけれども、実際に金銭を受け取るのは賃貸人になりますので、入居希望者は認定通知を受けていただいて、認定通知を持って、賃貸人に入居申込、審査に行ってくださいという形になっています。</p>
奥山たえこ委員	<p>続けて質問します。まず、給食費の無償化なのですけれども、昨年度は杉並区立の小中学校に通っているお子さんに限って無償化だったのですが、昨日議会が終わりました。そして、その中には国公立の方、それから不登校のお子さんにも出すということなのです。そうすると、不登校のお子さんが学校に来たときの給食費、それから来なかったときの給食費はどうなるのでしょうか。</p> <p>次に、外国籍のお子さんも杉並の公立学校に通うことができるわけです。いわゆる在留資格がなくても通うことができます。入国管理法等があるから、このお子さんは在留資格がないとなると、公務員はそれを通告する義務があるのだけれども、通学に関しては、通知しなくてよろしいという、これは法令ではありませんけれども、内閣が認めているわけなのです。今、杉並の公立学校には、在留資格のないお子さんの在籍はゼロだということは確認してありますけれども、不登校のお子さんが学校で食べたときと食べなかったときの給食費はどうするのか。確認して、情報を教育委員会が取っておいて、このときはこうやって補助する、このときはこうだとなっているのかということをお聞きしたいです。</p> <p>最後に、今、現在はいらっしゃいませんけれども、いわゆる在留資格のない保護者に保護されているお子さんの場合とか、どういうふうになっているの</p>

	か、大雑把で結構ですので教えてください。
情報公開調整担当係長	<p>詳細な条件設定まで確認できておりませんので、所管に確認させていただきたいと思います。今、委員から御質問がありましたのは、不登校児童、もとの説明では給食を食べていない区立の子も対象としているのだけれども、その内訳といいますか、来たり来なかつたりという場合はどういうふうになっているのかというところが1点。もう1点は、いわゆる在留資格がない就学児童、今の時点ではないということの確認されているのだけれども、もしそういった児童が今後在籍した場合については、それはどういう処遇になるのかという、この2点の確認でよろしいでしょうか。</p>
情報管理課長	<p>委員は御承知かもしれませんが、所管としましては、不登校のお子さんについても給食費相当額の支給については想定をしているということですので、今、事務局から申し上げたとおり、実際、学校に何回か来ていて、その場合のケースはどうなのだということについては、確認をさせていただいて改めての御回答とさせていただきます。</p>
奥山たえこ委員	<p>昨日議会で可決されました「杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部改正について」ですけれども、今これも伺っているのですか。</p>
情報管理課長	<p>これは後ほど、報告の際に取り上げますので、その際に御質問いただければと存じます。</p>
会長	<p>本日の審議会ですることの再確認をいたします。現在、本日の次第の3をやっているわけですが、次第の3は、今日御報告いただいた案件番号というと28番から48番に関する個別の業務の内容に関しては、当審議会は意見を言うことはできません。これは法律上禁止されていてできません。当審議会がやることは、部会の点検方法について問題、あるいは改善点があれば、部会に対してそれを要求することです。</p> <p>それから、今日頂いた参考資料のところにも自己点検表が付いていますけれども、この自己点検表に不十分があるのではないかなというように言えます。ただそれも、済んでしまったものに関して、是正してくださいということは言えません。この自己点検表を改善することによって、次回以降の自己点検が改善されるということを、この審議会としては要求できることとなります。</p> <p>そこを踏まえていただいた上で、あともう1つ、案件に関しまして、その行政事務の内容そのものの質問については、議員の方に関しては、所管課が記載されていますので、なるべく所管課に直接質問をして回答を得るようにしてください。区民委員の方はそういう機会がないと思いますので、今回聞いて、何かこういう事業があるみたいだけれど、これはどういうことですかというのは、区民委員の方は御質問があればさせていただいて、議員の方は直接確認することができるはずですので、そちらのほうで確認をしていただければと思います。</p> <p>最後にもう1点、この後も質問と意見のほうを続行していきますけれども、基本的には、この後の意見を言うための質問、自分はこの後意見を言おうとしているのだけれども、それに関して、今日御報告のあった内容について質問しておかないと、意見が正確にならないという趣旨での質問という形にさせていただければと思います。</p>

	<p>今回は後出しじゃんけんになっていますので、行政事務の内容自体がよく分からないということに関しても、議員の方も質問していただいていたと思うのですが、次回以降は、この資料は事前配布されていますから、行政事務の内容が分からないというような場合に関しては、議員の方は所管課に直接質問をして回答を得るようお願いできればと思います。</p> <p>なお、質問をされる際は、案件番号の何番というのを最初に教えていただくと大変分かりやすくなります。案件番号が表になっていないので、資料2の所の見出しの後ろに括弧で付いている、28から48番の番号を見ながら教えていただくと助かります。</p>
小池めぐみ委員	<p>資料2の3ページ、33番、児童養護施設退所者等支援事業に関する業務なのですが、これは児童養護施設を退所した方に対する自立支度金の支給ということだと思うのですが、その際に提出した個人情報というものは、支給を一度した後は破棄されるのでしょうか。</p> <p>それとも、この後、例えば継続して何かフォローをしていく、もしかすると3年後、5年後に継続した支援を行う可能性もあるかもしれないというところで保管しておくことになるのか、今現状で分かっていることがあれば教えてください。</p>
情報管理課長	<p>今の御質問ですが、自立支度金の支給の事業ということで、いわゆる補助事業ということになりますが、この補助がなされた後、当然区としては、文書の保存年限がありますので、恐らく5年だったかと思いますが、その期間については、しっかりと保管していきます。それが経過した後については、基本的には破棄をしていくことになろうかと思われれます。</p>
小池めぐみ委員	<p>あと、42番の臨時福祉給付金等支給に関する業務で、先ほどの不登校児童・生徒に対する給付というところなのですが、これは事業としては、1か月登校がない児童への相当額を支給するということなのですが、それは学校が教育委員会を通じて子ども家庭部管理課にその情報が流れるということになるのでしょうか。毎月その児童がいるかどうかということ報告するというようなのでしょうか。</p>
情報公開調整担当係長	<p>詳細な事務のフローは所管に確認するのですが、少なくとも今回の手続の流れでは、子ども家庭部管理課が教育委員会事務局から目的外利用をするという流れになっていますので、この帳票どおりに読めば、教育委員会が把握した情報を子ども家庭部管理課が目的外利用をして、その事実をもって判断するという手続になっています。詳細なフローは、実務的にどうなっているというところは、併せて確認させていただければと思います。</p>
【質問に対する回答】 臨時福祉給付金等支給に関する業務	<p>【質問】</p> <p>本件手続に係る事務である「国私立等給食費相当給付金事業」は、区立学校に在籍している者で、対象月に一度も学校給食を食べなかった児童・生徒も給付対象になるとのことだが、</p> <p>(1) 当該児童・生徒が1か月のうち、給食を食べた日が何日かある場合は給付の対象となるのか。対象となる場合は、当該児童が給食を食べた日数を管理するのか。</p> <p>(2) 当該児童の状況は学校から教育委員会事務局、教育委員会事務局から子ども家庭部管理課へと毎月状況が報告されるのか。</p> <p>(3) 在留資格がない外国籍児童については、本件給付事業の対象となるのか。</p>

	<p>か。</p> <p>【回答】</p> <p>(1) 本件給付事業において、1か月のうち給食を食べた日が何日かある児童・生徒については給付の対象とはならず、よって、給食を食べた日数の管理は行いません。</p> <p>(2) 当該児童の状況報告については、各校から学期毎に報告を受けることを予定しております。</p> <p>(3) 在留資格がない外国籍児童については、就学の機会を確保するため公立の義務教育諸学校への入学が可能とされていることに鑑み、給付要件に該当することを確認した上で、本件給付事業の対象となります。</p>
会長	ほかに御質問はありますか。
安田マリ委員	<p>質問が3つあります。1つ目が、審議会での報告が今回はとても多くて、こういう報告はやはり今後増えていくのか、今現在増えているのか。それは行政事務のデジタル化等に伴って、どんどん増えている状況なのか、その辺りの推移をお聞かせいただきたいです。今、これは自己点検のこの業務を含めて直営でというか、区の職員で点検している状況かと思うのですが、この自己点検業務そのものも、もしかすると外部委託といったこともありえるのか、その辺りの状況を教えていただけたらと思います。</p> <p>それから2点目、先ほど会長からお話がありましたが、区議会議員はなるべく事前に所管に確認してというお話があり、本当におっしゃるとおりかと思えます。しかしながら、今回、議会がずっとあって、所管の職員の皆様も多忙を極めている中で、なかなか直接お伺いしてというのがかなわなかったような状況もありまして、そういった場合は、今後、審議会の日程を少し後ろにずらしていただくとか、そういうことも可能なのでしょうか。</p> <p>それから3点目が、45番のドッグランの所です。これを拝見しますと、部会の点検要点で、利用者のトラブルなどによる使用禁止措置についてということで、回答に「迷惑行為を繰り返すようなことがあった際には、使用禁止等の措置も想定される」というような回答があり、さらに、今後必要であれば調整するとなっているのですが、これは私自身もほかのドッグランでこういうトラブルが多いと聞いていますので、今後、実際この項目が追加される見込みがあるのかどうかお聞かせいただければと思います。</p>
情報管理課長	<p>大きく3点頂いたところですが、まず1点目の、自己点検の件数は今回かなり多くなってしまいましたが、年度末ということもありまして、案件の件数というものは多くなりがちという傾向はこれまでもありました。やはり新年度から始まる事業というのも数多くありますので、そこは今年4回ということで作らせていただきましたけれども、3月の開催ということで案件数が多くなってしまったという事情がございます。</p> <p>また、この自己点検を、今は職員で行っていますが、これを外部の人が入ってという可能性があるかということにつきましては、これはありません。今後も職員のみで行ってまいります。自己点検にしてもそうなのですが、そもそも外部の人が入ってそれを行うということが許容されていません。そういったこともありまして、しっかりと職員だけで点検を行っていく。点検については、審議会に報告をさせていただき、自己点検表について御意見があれば頂くというような運用とさせていただいておりますので、外部の人による点検は今後</p>

	<p>もないということは明言させていただきたいと思います。</p> <p>2点目の日程につきましては、会場の都合もあって、議会が終わった直後の日程となってしまいました。今後は日程についても、できる限りの配慮はさせていただきたいと存じますし、また我々事務局のほうも、お答えできる質問にはなるべくお答えできるようにしたいと思いますので、御理解いただければと思います。</p>
情報公開調整担当係長	<p>最後に御質問のありました、ドッグランの使用禁止措置なのですが、所管に確認しましたところ、今まだ調整をしている段階ではあるのですが、今後の見込みとしましては、運営に関してそういったトラブルが繰り返されるような利用者については、使用禁止措置は当然取る見込みではありますが、これを個人情報として、この利用者が何年度に利用禁止になったという情報については管理しない形で、今のところ検討しているという回答を受けています。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。</p>
曾山恵理子委員	<p>35番の教育指導に関する業務として、現在契約している区立学校緊急メールシステムのサービスの切り替えということがあったのですけれども、今のお話だと、区立学校のメール配信システムと、子ども発達センターについての案件と思います。緊急連絡メール配信システムというのが、例えば杉並区の防災のメール配信とか、保育園や幼稚園のメール配信というところは今後出てくるのでしょうか。それとも、今、メールシステムはこの所でしか使っていないからここだけが出てきているのかということ伺いたいです。</p> <p>42番の臨時福祉給付金等支給に関する業務のところは、私はてっきり臨時福祉給付金を支給するためのシステムが何かあって、そのシステムを利用するのだと思っていたのですけれども、給食費の相当額の支給ということだったので、そもそも臨時福祉給付金というと全く別のものを私は想像していたのです。学校給食に関して、区立に通われていない世帯に対する給付というようなことなので、これは「臨時福祉給付金等支給」の名前でいいのか、以前の臨時福祉給付金との関連性が何かあるのかということ伺えればと思います。</p>
情報公開調整担当係長	<p>1点目のメールシステムにつきまして、経緯としましては、平成24年頃に、一斉に障害者部門とか学校や保育部門が同じ会社のサービスを導入しました。このサービスは今年3月で廃止になるということで、それぞれの所管によってどのような対応にするかというのは、今回、かなり分かれました。今、出ている教育部門と障害者部門でも違うサービスを新たに導入いたします。その他の保育とか、児童青少年課の学童クラブなどについては、昨年度でしょうか、いわゆる登降園を管理するシステムを導入したときに、そのシステムが、そもそも連絡機能を有していたので、そちらのほうに移行していくということで、各所管において、それぞれの対応をとっていますので、私が聞いている限りでは、これらの案件については、ここで恐らく終了になるのかと思っております。</p> <p>続きまして、臨時福祉給付金という業務が適切なのかということですが、こちらが個人情報登録簿というものをどのように考えるかという過去からの経緯があるのですけれども、基本的に、期限を区切った業務ですとか、永続的に実施するか分からない業務もあつたりしますので、なるべく性質が似ていて含められるような業務については、既存の業務の中で読み込めないかとい</p>

	<p>うのをまず検討します。そして、やはりどうしてもこれは個別に立てるべきだ というものは個別の業務として立てるという形で、個人情報登録簿への業務 登録が始まってから、そういった考えでやってきたというところがございま して、臨時福祉給付金等支給に関する業務というのが、恐らく委員の御指摘 は、いわゆる公的給付とか、そういったものを想定されていると思いますが、 それら以外でも、単発の給付金なども、過去にこの業務で読んでいたというよ うな事実がございませう。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。</p>
堀部やすし委員	<p>29 番の再生可能エネルギー等の導入助成等助成事業に関してですが、部会 点検の要点の中で、意見として、電算に記録する項目は、「世帯の状況」では なく、「不交付の理由」とすることが適切と思われるという記載がございませう。 実際の項目を見ていきますと、似たような表現で「建物の状況」というのも出 てきます。これは、その建物が賃貸物件でやられているのか、そうではないの かとか、そういうことを恐らく収集する目的なのだと思いますが、「世帯の状 況」について「不交付の理由」とすることが適切ということで変更するという ことであれば、この「建物の状況」も、もう少し特定して書かないと、少しバ ランスが取れないように思えるのですが、この辺りはどういう整理になって いるのでしょうか。</p>
情報公開調整担当係 長	<p>「建物の状況」につきましては、委員に御指摘いただいたような、そもそも 自分で持っているのか、あるいは賃貸物件なのかといったようなところがあ りまして、ここは補助要件にもなっているところなので、必ず収集して確認を する項目であり、「世帯の状況」については、不交付になったときだけ、それ は同一世帯から申請があったのだというところで、その不交付になった方の み、情報が記録されるというようなことを想定したということだったので、全 員から集めるのでないのであれば、それは「不交付の理由」というのが適切な のではないかとというような指摘があったところです。</p>
堀部やすし委員	<p>そうすると、「建物の状況」については、必ず記載される事項であるので、 この表現になっていると。その「建物の状況」も賃貸物件なのか、あと何があ りますか、自己所有か、エアコンはそうですね、冷蔵庫の場合はどうなるので すか。そうすると、どういう記載になるのですかね。少し抽象度が高いので気 になっただけなのですが、大体分かりました。</p> <p>それから、45 番のドッグランについて、調整の結果について先ほど御説明 がありましたが、47 番のリユース容器の貸し出しの件、あと、協議の結果が 必ずしも報告されていないのがあるのですが、今のドッグランの話を聞くと、 大体は大まかに方向が決まっているということなので、リユース容器などの 件も、方向性として確認をしておきたいです。</p> <p>次に、48 番、教職員庶務事務システムの件です。教職員特有の記録項目が あるという御説明でした。これをずっと見ていたのですが、どれがそれに当た るのか、どうも分からないのですけれども、それほど数多くあるものなのか、 本当にピンポイントだけなのか、その辺りの御説明をしていただけますか。</p>
情報公開調整担当係 長	<p>リユース容器の案件は、「勤務先」の点がどうなっているかというところで すね。「勤務先」についても、これもまだ確定してはいないのですが、状況を 伺いましたところ、これは「勤務先」のままにする方向で、所管で調整してい るところです。</p>

	<p>続きまして、教職員人事に関する業務の教員特有の電算記録項目というのがあります。こちらにつきましては、参考資料の 170 ページを御覧いただくと、部会においては、例えば 150 番辺りに「担当教科」とか、153 番の「都立学校経験校数」といったようなところが、教員の方に特有の情報として記録されるということで所管から説明があったところです。150 番台にそういった情報があるということが、部会で説明がありました。</p>
情報管理課長	<p>先ほど堀部委員からの御発言もございましたが、今回の資料上又は説明上で、「調整中」というように申し上げたものが複数ございましたので、調整が済んだのかどうか、今調整が進行している最中なのかということについては、資料上等の記載でも、そこは明確に分かりやすく、今後させていただきたいと思えます。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。</p>
山崎正博委員	<p>今の再生可能エネルギー等の導入助成事業の電化製品の購入のことですが、これは、実は 1 か月ぐらい前に町会で回覧にも出ていまして、購入方法について、区内で買った場合と、区外で買った場合の割引が違ってくるといような表示がされていたと思います。それから、ここにある冷蔵庫のことも書いてあったと思います。ネットで購入する場合等も、割引が違ってくるといような表示がされているか、いないかお聞きしたいです。例えば、これはこういうもので割引の対象になっている、なっていないとか、その辺について表示されているのか、されていないのかを教えてください。</p>
情報公開調整担当係長	<p>今の委員の御質問につきましては、1 点目としては、今、委員が入手している情報だと、区内で買ったときと、区外で買ったときで割引率が違うという情報が区から来ていると。ネット購入に関しては、どうなのだとおっしゃるところだと思います。ネット購入がどういった扱いになるのかということについては、要綱等の詳細を確認する必要があると思えますので、こちらについては確認させていただきたいと思えます。</p> <p>あと、助成金を受ける条件というのがあります。例えば、エアコンで申し上げますと、東京ゼロエミポイントという、東京都の事業に準拠して設定されているとのことです。</p>
山崎正博委員	<p>結局、購入するときに、その商品に対して、それがこの対象になっている、なっていないという表示は、それは素人目で見ても、例えば A と B の商品があって、これは対象になっている、こちらはなっていないということが、簡単に見分けられるものかどうかということをお伺いしたいです。</p>
情報公開調整担当係長	<p>商品のどこを見ればそれが書いてあるのか、一目でこれは割引の対象だ、対象ではないという判断をするのは、少し難しいところもあるかと思えます。今回、この補助金につきましては、助成金のコールセンターを設置しております。例えば、こういう商品を買ったら対象になるのですかというように聞いていただければ、それは対象になる、対象ではないと、あるいは、どこを見たらいいのですか、このような所にこういうことが書いてありますというような問合せに対しても回答ができると思えますので、今、この時点で、私からすぐに申し上げることはできませんが、そういったお問合せに対しての対応ができるようなコールセンターも所管のほうで設置しているという回答になります。</p>
【質問に対する回答】	<p>インターネットで購入した家電も申請の対象となります。購入先が区内か区</p>

再生可能エネルギー等の導入助成等助成事業に関する業務	<p>外かの判断は、提出された領収書に記載された購入店舗の所在地で判断します。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。それでは、私から質問です。資料2の12ページの所で、この表の使い方をもう一度再確認しておきますけれども、今回、案件は28から48番まであって、質問・意見の種類の所に、一番上のブロックで「その他」に○が付くと、その他という所を実際には類型化するという事で、「その他の内容」の所で、今回だと、4行増えています。これによって、次回は、ここに書いてある「その他の内容」というのが、上のほうの類型に組み込まれることで、ここの部分の「質問・意見の種類」の所の網羅性を高めていくというものです。</p> <p>例えば、28番ですと、今回、従来の点検項目としての類型にない部分として、「その他」が付いて、それはどういうことだったかという、28番に関して言うと、「外部提供を行う妥当性」という部分に関してが、所管部署がその説明が少し不足していましたと。結果としては、妥当性があったということになるわけですが、妥当性を確認するということが明確な類型になっていなかったということです。ですから、今回、この結果をもって、次回以降は「外部提供を行う妥当性」というのが上にいきますから、そうすると、全ての案件において外部提供を行う妥当性が確認されるようになると、その漏れがなくなるということですね。</p> <p>それから、現状で言うと、すごい極端な言い方をすると、29から48番に関しては、部会の委員の方が気付いた範囲で「外部提供を行う妥当性」が確認されたかもしれないけれども、もしかしたら、されていないかもしれないということですね。でも、これが上のほうにいくことによって、全案件が「外部提供を行う妥当性」が確認されることが担保されるというのが、この審議会が部会に対して行う点検内容、部会に対する我々の点検内容ですね。ですから、ここの部分に関して、今回のこの4項目が、次回以降は上に繰り上がることになります。</p> <p>これに関して事務局のほうで、この4類型に関して、上のほうに繰り上げたほうがいいのか、それとも、もしかしたら、ほかのところの質問・意見の種類の過去のを、少し幅を広げるといふか、併合してしまってもいいものもあったのかということについて、御意見、御感想を教えてください。</p>
情報公開調整担当係長	<p>各案件を見ておまして、もともと類型表というのも、第1回の審議会のときに会長に案を作っていただいて、そこから発展させていったというものですので、今、会長からお話がありましたように、余り細かくしすぎていくのも、表がどんどん大きくなってしまって、逆に点検が及ばなくなるのではないかと思います。今回で見ますと、上の2個は○が1つもなかった、あるいは、これについては、そもそも問題でなかったということもあるかと思いますが、その案配としまして、どこか既存のところを含めるというような形なるべく整理していければと思うのですが、逆に、余り関連性がないものを併合することで、所管の職員もそういう観点があることに気付かないのではないかといいところもありますので、ここについては情報管理課長と話し合いながら調整しておりますが、そういった点についても、当然審議会からの意見等を頂いた上で、ここは少し細かすぎなのではないかといったことを今後も御指</p>

	<p>導いただければと、そのように思っております。</p>
会長	<p>分かりました。それだと、「外部提供を行う妥当性」は、今まで上になかったのが不思議なぐらいなものなので、上に入れるとして、あとは「電算に記録する項目の妥当性」は、「個人情報として記録する必要性」のようなところと少し似て非なるものではあるので、もしかしたら両方を酌み取れる表現にしても、それほど網羅性が減ることではないという気もするので事務局で御検討ください。ただ、今のところは、それほど数がすごくあるわけではないので、一旦、この4項目は上に算入してしまってもいいような気はしています。</p> <p>あとは、同じ考え方で、下のほうの、「意見等に対する対応の類型」は、今のところはその他が発生しなかったということですから、現状行っている類型で実務では不足はなかったと理解したいと思っております。</p> <p>それから、先ほど議員の方々に所管課に聞いてほしいといったのは、いわゆる受給条件等を確認するのは、お忙しいのであれば、後日、所管課に聞けばいい話ですので、ここの審議会での今後の意見をする前提となる質問をしたいというのはいいのですけれども、例えば受給条件によって個人情報の取扱いが変わるかもしれないと思って、それを聞くのであればもちろん構わないと思いますけれども、受給条件が個人情報の取扱いに係ることはあまりないと思われまので、個人情報の取扱いに係らないものに関しては、議員の方に関しては所管課に聞いてくださいという意見です。ですから、今回のこの審議会で行う意見に関連する質問は、もちろんこの場でしていただいて構わないのですが、今日、回答を得る必要がないような意見に関しては、そもそも審議会ですら質問するものではないというように考えていただきたいというところを申し上げたところです。改めてになりますが、区民委員の方は、質問して頂いて構いません。</p> <p>例えば、今日紹介された中で、ベビーシッター利用支援事業というのは、これは何だったのでしょうかというのは、議員の方は控えてくださいと、区民の方は、これはベビーシッター利用支援事業というのがあったのですか、それはどのようなことなのかというのは聞いていただいても構わないという意味合いです。</p> <p>それでは、次の意見のほうに進みます。本日の報告第8号に関して御意見はありますか。大丈夫ですか。では、先ほど申し上げたように、「その他」が4個、今回出ましたので、4個を上算入させる方向で、事務局で調整をさせていただこうと思います。では、報告第8号は了承いたします。</p> <p>次に、令和5年度第3回の審議会ですら質問を受けました、諮問第4号「住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性の評価について」、それから諮問第5号「情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性の評価について」の部会の報告を受けたいと思います。</p>
	<p>諮問第4号 諮問第5号</p>
会長	<p>この案件は、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第7条の2により設置した部会において審議を行うこととされており、1月12日に開催された運用監視部会で審議が終了しています。まず、部会長である私から審議結果の報告をし、その後、御質問や御意見をお受けしたいと思います。では、部会での審議について説明いたします。</p>

資料番号は資料3です。1ページの審議結果-1「住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果妥当性の評価について」を御覧ください。部会では、点検内容に記載されている2点のセキュリティ対策について審議しました。1つ目は、「住基ネット緊急時対応訓練の実施結果について」です。部会で使った資料は、今、御覧いただいている資料3の5ページ、部会資料2を御覧ください。

緊急時対応訓練は、障害等が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるように毎年実施しています。副区長をはじめとする緊急時対策会議構成員への訓練、住基ネット端末を利用する部署の職員への訓練及び住基ネット緊急時連絡体制に基づく連絡訓練を実施していることを確認しました。職員に対する訓練については、各部署における統合端末の利用のあり方に応じた訓練を行っており、その内容が適正であることを確認しました。

2つ目は、「住基ネット自己点検の実施結果と結果を受けての対策について」です。部会で使用した資料は、6から9ページまでの部会資料3を御覧ください。これはセキュリティ対策が各部署において適切に実施されているかを確認するとともに、職員への教育方法等の改善点を把握するためのものです。自己点検の結果、住基ネット業務を行うに当たって講ずべきとされているセキュリティ対策の実施状況は、適正であることを確認しました。また、自己点検結果から得られた改善点を中心に各部署への振り返りを実施し、セキュリティ対策の周知徹底を行うことを確認しました。さらに、次年度の初任者教育等においても自己点検結果を活用し、職員のセキュリティ意識の向上に努めることを確認しました。

資料の1ページにお戻りください。以上のことから、今、説明した2点の総評として、区が実施した住基ネットのセキュリティ対策の実施結果について妥当であることを確認しました。「住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性の評価について」は以上です。

続いて、2ページ目の審議結果-2の「情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性の評価について」を御覧ください。こちらも点検内容に記載されている3点のセキュリティ対策について審議しました。1つ目は、「情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく自己点検の実施結果について」です。部会で使用した資料は、10、11ページまでの部会資料4を御覧ください。各自己点検項目について、回答内容及び回答根拠となる規定類等や区の判断基準が妥当であることを確認しました。

2つ目は、「情報提供ネットワークシステム緊急時対応訓練の実施結果について」です。部会で使用した資料は12、13ページまでの部会資料5を御覧ください。緊急時対応訓練は、障害等が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるように、毎年実施しています。11月16日に実施した情報連携実施課への連絡訓練及びCSIRT構成員等への役割確認・連絡訓練の報告を受けました。情報連携実施課への障害情報をメール及び電話にて連絡し、障害情報の確実な伝達に努めるなど、訓練が適正に実施されたことを確認しました。

3つ目は、「情報提供ネットワークシステム安全措置実施状況等に関する職員自己点検の実施結果と結果を受けての対策について」です。部会で使用した資料は14から16ページまでの部会資料6を御覧ください。これは情報提供ネットワークシステムを利用する職員の理解度を把握し、教育の有効性の評

	<p>価を行うことで、教育内容の改善等につなげることを目的として実施されています。職員自己点検の結果、情報連携事務を行うに当たって講ずべきとされているセキュリティ対策の実施状況は、適正であることを確認しました。自己点検結果と今後の改善点については、各部署へ情報共有を行い、セキュリティ対策の周知徹底を行うことを確認しました。</p> <p>資料の2ページにお戻りください。以上のことから、総評として、区が実施した情報提供ネットワークシステムのセキュリティ対策の実施結果について、妥当であることを確認しました。「情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性の評価について」は以上です。</p> <p>最後に、部会の中で、令和6年度の部会の開催手続について、事務局から提案がありましたので御報告します。令和6年度も、これまで同様、年2回の運用監視部会を開催することを予定していますが、その手続について、事務負担の軽減のため簡略化したいとのことです。これまで、訓練等の実施方法について審議会への諮問・答申、訓練等の実施結果について諮問・答申と、計4回の手続を実施してきましたが、専門的な案件であることもあり、審議会の場で特段の意見が出ない状況が続いています。資料3の17ページを御覧ください。最後のページです。その上の所に審議会①、②、③、④と書いてあるのが審議会で諮問と答申を行っていますということで、4回のことを言っています。これに対して、これまで審議会の場で特段の意見が出ないというのが10年近く続いている状況であると、今申し上げたところです。このことから、令和6年度は、最初の審議会において部会開催のための諮問を行い、それを受け、部会を2回開催し、最後に審議会に答申するという運用としたいとのことです。これにより、運用監視部会の実効性を担保しつつ省力化が図られるということであり、部会としては特に問題ないと考えています。報告については以上ですが、御質問はありますか。</p>
曾山恵理子委員	<p>いろいろな自己点検や内容を拝見している中で、「休職や産休・育休により不在の職員を除く」ということがあったのですが、この方々へ復職後に何か教育研修の機会というものはあるのでしょうか。</p>
区民課住民記録係長	<p>今の御質問に対してですが、復職されまして、職務に当たる前、操作の権限を振るのですけれども、その前に必ず研修をした上で操作の権限を振っております。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。では、御意見はありますか。</p>
(質問・意見等なし)	
会長	<p>では、諮問第4号、諮問第5号は決定いたします。</p> <p>次に、「杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部改正について」、「杉並区情報の公表及び提供に関する方針」の制定及び「情報公開制度の事務手引」の改訂について一般報告がありますので、御説明をお願いします。</p>
一般報告	
区民課長	(案件について説明する)
情報管理課長	(案件について説明する)
会長	<p>ありがとうございます。ただいまの説明について、御質問はありますか。</p>
奥山たえこ委員	<p>まず、条例改正についてです。「杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護</p>

	<p>に関する条例の一部改正について」という、この資料なのですが、今日、席上配布されました。今、御説明も受けたのですが、この資料を見てもさっぱり理解ができません。御説明を聞いても全く分かりません。議会の議決を経てからお渡ししますということなのですが、議会には条例改正案として出されているものがあるわけですが、それを示すことはできなかったのですか。</p> <p>あと、この条例改正案はもう可決されましたが、実質的には戸籍の広域交付に関することです。そのことがさっぱり分からない。それから、重要なことなので申し上げますが、広域交付をするときに、住民票ですと閲覧制限ということが出来ます。そういったフラグを立てるということは、この審議会でも問題にして、それはどうなっているのかとか、それからセキュリティ部会でも、そこはきちんと職員に通知されているのかどうか、100%通知されていないのではないかといったようなことも質疑したこともございます。そういった問題に関わる案件であるということが、この提供された資料では全く分からないのですが、その意図は何なのですか。つまり、知られなくてもいいと、説明しなくてもいいと、そういうことですか。</p>
区民課長	<p>説明しなくてもいいとか、そういったことは一切ありません。今回、本会議での議決をいただいてから御報告させていただくべきと考えまして、席上配布とさせていただきます。確かに議会にも提案しているものでありますから、事前配布するべきだという御意見であるのでしたら、今後、その辺りはしっかり対応してまいりたいと存じます。</p> <p>また、今回のこの個人情報保護に関する条例の一部改正について広域交付とのことですが、これは国外へ転出される方に個人番号カードを交付するために、今までは国外へ行ってしまうと住民基本台帳から記載が除かれてしまうので、今後こういった方にも交付をするため、附票の情報を活用して個人番号カードを交付していくということのために、東京都知事にその情報を通知するという内容になっております。</p> <p>あと、法律で定める通知ですが、これは今まで紙でやっていたものを、住基ネットを使って行うというものです。</p>
奥山たえこ委員	<p>今、海外に転出した人でもマイナンバーカードを使えるようにするということがありますが、このときに戸籍の附票が非常に役に立つわけですが、そうした仕組みが分かりにくいので、なるべく丁寧に説明していただければと思います。</p> <p>次に、「情報公開制度の事務手引」の件なのですが、今回、議会で議決された案件の中に、指定管理者制度の指定について、その募集要項の中に情報公開のことが書いてあって、それまでと大分変わっているのですね。所管の方はいらっしゃらないと思うので、そこを読み上げるまではしなくてもいいのかなと思いますが、どこが変わったのかを御説明いただければと思います。それと、そのことと今回の手引とどう関わってくるのか、つまり、実施機関の義務、義務ではないですが、実施機関は努力義務ですかね、そこにどうやって関係してくるのかについて御説明いただければと思います。</p>
情報管理課長	<p>今頂いた御質問ですが、まず1点目の、荻窪三庭園の指定管理事業者の募集ということは、募集要項の話かと思えます。この募集要項の中では、情報公開への対応という項目が入っています。その項目に何が書かれているのかということですが、一言一句正確に申し上げられないかもしれませんが、まず指定管理事業者については、区とともに行政サービスを提供する施設のパートナ</p>

	<p>一であるということ。また事業者から提出があった応募書類については、区に提出されたわけですので、区が保有する文書ということになりますので、杉並区の情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となることとなります。もちろん、情報公開請求がされた際の公開の可否は、条例に基づき区が決定することとなります。また、区として、情報公開請求があり、公開する際には、行政の説明責任ももちろんありますので、そういったことが記載されていると認識しております。</p> <p>続けて、この手引との関係性で言いますと、現状、この手引の中に明確にこの要項の文章が記載されているわけではありません。ただ、区としては、今回、情報の公表及び提供に関する方針ということを明文化したこともあり、区民から求めがあった際には、庁内の各所管部署が自発的、能動的に、また具体的な求めがなくても、これは自発的に出したほうがいいだろうと思われるような情報については積極的に出していき、こういったことを規定したものです。また、情報公開請求に基づく内容についても、新たに逐条解説という部分を少しアップデートしたこともあり、区としては、やはり情報をよりオープンにしていくことが区民の方の区政参画につながっていくということもありますし、これが行政の透明性を向上させていくことにもつながっていくものですので、手引を作る際に、区の方角性、進むべき道を意識しながら作成しております。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかに御質問はありますか。</p>
<p>小池めぐみ委員</p>	<p>「杉並区情報の公表及び提供に関する方針」のことでお聞きします。方針の(案)が出ていると思うのですが、そこの第5条に書かれていることでお聞きしたいことがあります。「実施機関は、第3条の規定により公表する情報以外の情報についても、自発的かつ積極的な情報の提供に努めなければならない」その2で、「何人も、実施機関に対し、書面又は口頭により情報の提供を申し出ることができる」となっていますが、この指針が適切に運用されることになれば、情報公開請求をしなくても必要な情報を提供してもらえるということでしょうか。</p>
<p>情報管理課長</p>	<p>現状の情報公開請求と、この情報の提供と、仮に大きく2つに分けるとして、この情報の提供ということ自体は、これまでも各所管課で行われていることではあります。例えば、区民の方が窓口に行き、こういったものはないですか、こういった情報がほしいですと言った場合に、各所管課の裁量で情報を提供するという事は行われてはいます。ただ、所管によって、また、職員によっては、その意識が薄かったり、全庁的にこのことがどこまで周知されているのか、分かっているのか、行動に移せるのかについては、必ずしも均一にはなっていませんでした。今回、まずこの情報の提供というところを明文化して、職員が実際に行動に移せるようにしていくということがあります。</p> <p>一方、情報公開請求については、これもどういった情報かによるとは思いますが、例えば個人情報がたくさんあるとか、あるいはなかなか公開にできず非公開にせざるを得ないような情報が仮に多数含まれているような場合については、情報の提供の中でその部分だけ除外することがどこまでできるのかなど、そこもいろいろな判断があり得るかと思っていまして、場合によっては情報公開請求で請求していただいたほうが対応しやすいこともあるのかとは思いますが、ただ、区としては、情報をよりオープンにしていくことが進めば、情</p>

	<p>報公開請求制度のほうを利用される方は、すぐには難しいのかもしれませんが、だんだんと少なくなってくるのではないかと思います。なので、答えとしましては、情報提供を今も行ってはいますが、これをやっていくことにより、情報公開請求がなくなるということでもないという答えになるかと思います。</p>
小池めぐみ委員	<p>長い期間にわたるものだったりとか、特定の個人を隠さなくてはいけないものだったりとかして、出すのに時間が掛かるので情報公開請求してくださいというのは分かるのですが、例えば、区と事業者との協定書など、そういった資料をほしいのですと言っても、情報公開請求してくださいと言われてしまうことが結構あるのです。それはどちらにとっても手間になることだと思いますし、所管の皆様の労力も必要になってしまうので、別に議員でなくても区民の方からそういう問合せはくると思うのですが、どこで見れますかとか、PDF でデータがほしいですということなどにも対応していってもらえるのかなと思っています。</p> <p>先ほどの第5条の3の所で、「迅速かつ積極的に情報の提供を行い」とありますが、情報公開請求だと14日以内に提供の可否が示されると思うのですが、今回の情報公開請求ではない場合は、口頭や書面で申し出た場合に、迅速かつ積極的にというのは、大体どれぐらいの期間を目安にしているということはありませんか。</p>
情報管理課長	<p>実際の期間については、実際どういった情報をお求めになっているのか、あるいはその情報によって、もしかすると今所管が持っている内容を少し加工・整理して分かりやすくしてお伝えしたほうが良いような場合もあるかもしれませんが、またその量もあるかと思います。なので、一概に、では情報公開請求と同じような標準処理期間で14日間ということはなかなか言いにくいということがありまして、今回の方針については具体的な日数は入れてはおりません。ただ、いずれにしても、求めがあった際には、でき得る限り速やかにということ、もちろん我々職員のほうで意識しながらやっていかなければいけないことであると考えています。</p>
小池めぐみ委員	<p>最後に1つ。施行日が4月1日ということですが、区民にはどのように周知する予定でしょうか。それと、できるだけたくさんの人に知ってもらえるような形で周知してほしいです。なぜなら、やはり、こういうふうに変わります、区民みんなの情報なのですよということを利用していただくことが大切だと思うので、このように変わりましたと是非アピールをしていただけたらと思います。</p>
情報管理課長	<p>この手引の改訂については、そもそもの職員の事務手引ということもありつつ、今回、この情報の提供や、あるいは情報公開請求制度も余り御存じない方も結構いらっしゃることもあり、こういった制度の周知、あるいは利用される際に少しでも分かりやすくというところもあって作ったものですので、これを公表する際には、もちろん区のホームページという所も考えていますし、あるいは SNS など、いろいろ手段を考えていきたいと思っています。また公表する際には、ここがこう変わりましたなど、なるべく分かりやすく、どこまでできるか分かりませんが、キャッチーなものにしていきたいと考えております。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。</p>

堀部やすし委員	<p>「情報公開制度の事務手引」ですが、久々の抜本改訂ということで、具体的にどこが変わったのか説明をしていただきたいです。それが1点目です。2点目は、今回、「杉並区情報の公表及び提供に関する方針」ができるということで、4月1日施行なのですが、この内容は、例規集、要綱集には載りますね。</p>
情報管理課長	<p>まず、手引の改訂のポイントですが、この前回の手引の間に、国の法律の行政不服審査法などが変わったり、また今回はこの手引の中に、この間のほかの自治体などの国に対する情報公開請求に関する実例、判例なども含めて、新たにピックアップをして入れています。また、記載についても図や表などを必要に応じて取り入れるなど、文字だけではなく少しでも分かりやすいように心掛けはしております。</p> <p>2点目の御質問は、例規集にも掲載する予定です。</p>
堀部やすし委員	<p>大変だったと思うのでこれ以上は言いません。他自治体の水準と比べて納得のできないことはまだまだたくさんあるので、鋭意努力をしていただきたいと、一言申し上げまして終わります。</p>
会長	<p>今の最後の発言は意見のほうに組み入れることにいたしますので、もし、質問が終わりであれば、このまま意見のほうに移りたいと思いますが、質問はありますか。よろしいですか。</p> <p>では、この後、意見に移ります。ただいまの御説明について、御意見はありますでしょうか。大丈夫ですか。では、意見のほうは、先ほどの堀部委員から出たものを意見1つということにしたいと思っております。では、本件は了承といたします。</p> <p>続いて、「杉並芸術会館が催した事業の申込者情報が閲覧可能であったことについて」、それから、「すこやか赤ちゃん訪問記録票等の紛失について」一般報告があります。御説明をお願いします。</p>
一般報告	
文化・交流課長	<p>私からは「杉並芸術会館が催した事業の申込者情報が閲覧可能であったことについて」御報告をいたします。事案の概要です。杉並芸術会館の指定管理者であるNPO法人劇場創造ネットワークが行う講座、「おとなのための演劇ワークショップ」という講座がありますが、参加申込者のお一人から、指定管理者と文化・交流課に「他の申込者の情報が閲覧できている」という連絡がありました。調査の結果、オンラインフォーム、今回はGoogle フォームを利用していたのですが、申込完了後の画面に表示される「前の回答を表示」をクリックすると、他の申込者の情報が閲覧できる状態になっていたことが判明しました。</p> <p>次に、閲覧可能であった個人情報ですが、オンラインフォームでの申込者31人分の氏名、住所、性別、年齢、電話番号、メールアドレス等、記載のとおりです。閲覧可能であった期間は、令和5年8月20日から9月25日です。講座の申込み期間です。閲覧可能者は、オンラインフォームで申し込みをした31人ということになりまして、この講座の申込者は、65名いらっしゃいまして、郵便やメールでのお申し込みもあり、オンラインフォームの方は31名ということです。原因としては、オンラインフォームを作成する段階で、担当者が設定、操作を誤り、他の申込者の入力内容を閲覧できる設定にしたことによるものです。</p> <p>経過について、9月22日に申込者のお一人から、指定管理者に対して電話</p>

	<p>がありました。他の方の情報を見ることができますよという内容で、対応した担当者は、電話で先方と話をしながら、自分でもテストを繰り返したのですが、そのような状況は現れず、電話はそこで終えております。特に問題がないと判断をしてしまい、指定管理者の中で情報共有を行わず、区への報告もこの時点ではありませんでした。だいぶ間が空きますが、10月13日に文化・交流課に同内容の情報提供があり、他の方の情報を記録したというメモがあるというお申し出がありました。10月18日に、通報者から区へ再度連絡がありまして、そのときに、13日のときにメモがあるというお話がありましたので、そのメモを確認してほしいというお願いをしましたが、すぐに見つからないため探しますというお返事で、そのときは終えております。翌19日にもう一度連絡がありまして、メモが見つかったとのことでしたが、内容については、直接会って見せたいというご意向でした。そこからしばらく間が空いてしまい、最終的にお会いできたのが12月12日ということで、区と指定管理者の職員とで通報者とお会いして、メモを見せてもらい、他の方の電話番号やお名前が一致していたことから、閲覧可能状態であったということが判明しました。</p> <p>最後に、指定管理者のほうから、当該講座に申し込んだ方、先ほどの郵送・メールの方も含めて、事実関係の説明と謝罪を行いまして、その後、指定管理者と区のホームページでそれぞれ事実を公表しました。</p> <p>再発防止策ですが、区としては、指定管理者に対して、職員に個人情報の保護の重要性等について教育を定期的に行うことや、外部から情報収集する際、また外部へ個人情報を含む情報発信の際には、担当者による複層的なチェックを行うことを指導しております。指定管理者側も指導を遵守することと、二度とこのようなことを起こさないように、オンラインフォームを使用する場合、事前に担当者による複層的なチェックを行うこと、また個人情報の研修を定期的に行うということとしております。</p> <p>こちらに記載はありませんが、3月になり改めてGoogleフォームで申込まれた方に調査を行いました。他の方の情報をその当時見ることができたかどうかということと、情報がどなたかほかの方に見られたと思われることがあったかどうかという調査をしております。その中で今回の通報者ではないもう一人の方から、見ることができたという回答がありました。申込者のうち、お二人連絡が取れていない方がおりますが、それ以外の全員と連絡が取れまして、ほかの方は見てもいませんし、見られたと思われることもなかったという報告を受けております。私からは以上です。</p>
<p>杉並保健所高井戸・和泉保健センター担当課長</p>	<p>私からは、「すこやか赤ちゃん訪問記録票等の紛失について」御報告申し上げます。区は、すこやか赤ちゃん訪問事業を訪問指導員に委託しており、指導員が、令和5年12月に新生児宅へ訪問した際に、10名分の訪問記録票等を作成しました。しかし、令和5年12月29日に高井戸保健センター宛てレターパックにてポストへ投函しましたが、高井戸保健センターには到着せず、訪問記録票等を紛失する事故が発生しました。郵便局に問合せ番号での調査を依頼したところ、当該レターパックを発見することができず、事故原因不明との回答がありました。さらに、高井戸保健センターを含む5か所全ての保健センターにおいて捜索を行いました。現在も発見されておられません。</p> <p>紛失した個人情報は、令和5年12月に新生児自宅へ訪問した際の10名分</p>

	<p>の訪問記録票等です。具体的には、「すこやか赤ちゃん訪問記録票」、「質問票」、「確認票」、「すこやか赤ちゃん訪問報告」です。新生児及び保護者の氏名・生年月日・住所・子育てに関する保護者への質問とその回答が記載されているものです。情報漏えいの可能性ですが、現時点において紛失による個人情報の第三者への流出、不正使用等の事実は確認されておりません。</p> <p>区の対応ですが、まず、関係者への謝罪と説明を行いました。対象となる新生児宅に対しては、高井戸保健センターの保健師が訪問等による謝罪と説明を1月23日、24日に行っております。また、1月24日に広報課を通じて報道機関に対して情報提供を行っております。</p> <p>今後の再発防止策ですが、1月26日に訪問指導員に対し、訪問記録票等の管理体制を見直すとともに、改めて個人情報の適切な取扱いについて、周知・指導を徹底いたしました。さらに、2月20日のすこやか赤ちゃん訪問指導員連絡会において、再度、事故の概要の説明及び個人情報の適切な取り扱いについて、周知・指導を行いました。今後も、杉並保健所保健サービス課において、再発防止に向けて訪問記録票等の管理体制等を見直すとともに、改めて個人情報の適切な取扱いについて、訪問指導員に周知徹底していく所存です。</p>
会長	<p>一般報告でまとめてあるのですが、2件を分けて、まず杉並芸術会館の件に関する質問と意見、それが終わってから、すこやか赤ちゃん訪問の件に関する質問と意見、最後に全体をまとめて共通の意見などがあればもう一回改めて聞きますが、それぞれ分けて進めたいと思います。最初に、杉並芸術会館の件に関して質問がある方はいらっしゃいますか。</p>
おおつき城一委員	<p>まず事実確認をもう一度させていただきたいと思います。17、18ページに時系列で書いてありますが、そもそも17ページにあるように、令和5年8月20日から9月25日までは閲覧可能であったとされていますが、当初、9月22日に、申込者の1人から指定管理者に、閲覧可能になっていると連絡があり、指定管理者が操作を試みたが見られなかったと。この見られなかったということは、最後の実物のメモ以外は、閲覧上は全く確認できなかったわけですよ。8月20日から9月25日までは閲覧可能であったということと、現実には9月22日なのに見られなかったというところの整合性について、まず確認をしたいと思います。</p>
文化・交流課長	<p>資料の記載は9月25日までとしておりますが、これは講座の申込みの期間です。オンラインフォームの設定はオン、オフで操作するだけなのですが、どの時点でオフにしたのかというところが判明していません。ログを確認し、編集画面を開いているログは分かるのですが、オン、オフを操作したところまでは確認ができず、いつの時点が見えなくなっているのか確定できないため、9月25日が申込み期限ですので、そこまでであろうという考えからの記載でございます。</p>
おおつき城一委員	<p>そうしますと、メモというのは、画面を写真等で撮った画面の記録なのか、それともただ情報の一部を手ないしメモ書きをしたものなのか、その確認をさせていただきます。</p>
文化・交流課長	<p>手書きのメモです。</p>
おおつき城一委員	<p>そうしますと、本当に閲覧できてしまっていたのかどうかという事実を確定できるのですか。例えば、第三者の情報を知っていた方だったということもあり得るのか、どのように認識されていますか。</p>

文化・交流課長	メモには、その方が申し込まれたよりも前の申込者 14 人分の電話番号とお名前がありました。また、応募の動機についても、全てを書き写しているわけではありませんが、キーワードがメモされていたので、オンラインフォームの情報を見て書いたのだらうということが分かります。
会長	ほかに御質問はありますか。
堀部やすし委員	芸術会館の件は、昔からいろいろと問題を起こしている指定管理者なので、非常に注目をしております。そもそもこの指定管理者は、きちんとした内部統制のシステムを持ってしっかり管理をされているのですか。
文化・交流課長	もちろん区のほうで指示をしている、備えてもらわなければいけないものがあるのですが、それについては確実に備えております。ただ、今回については杜撰な所があったのかなというところは否めませんが。
堀部やすし委員	業務レベルでリスクを洗い出して、またリスクの対応策をきちんと決めてというようなことはやられているのですか。どうなのですか。その辺りはどう確認されているのですか。
文化・交流課長	同じことを二度と繰り返してはいけませんので、その点については、再発防止について、ただ研修を繰り返すということだけではなく、しっかりとしたチェック票を設けるなど、こちらでも指示をしております。
堀部やすし委員	指示は分かるのですが、現実にはこのようなことがあって、確認はどれぐらい取られているのか。区で言えば、きちんとリスクシートを作って、毎年きちんとチェックしていますよね。指定管理業務も杉並区という自治体の業務の一部ですので、同様の取組をさせないといけないと思うのですが、その辺りはできているのですか。
文化・交流課長	書類上はできているのですが、運用が甘いところがありましたので、その辺はしっかりこちらからもチェックをしてまいります。
堀部やすし委員	書類上はできているということですか。なるほど。では今度、情報公開請求します。
会長	ほかに御質問はありますか
浅見雄輔委員	先ほどの質問に関連するのですが、再現性がなかったのにもかかわらず、何故 Google フォームの申込完了後の画面に表示される「前回答を表示」をクリックすると、他の申込者の情報が閲覧できる状態になっていたということと、担当者が操作を誤って、他の申込者の入力内容を閲覧できる設定にしたということが分かったのですか。
文化・交流課長	Google フォーム自体がそのような操作ができるということを知っていたことと、先ほどのメモがありましたので、閲覧できていたものと判断しました。担当者に確かな記憶がなく、確認に時間が掛かってしまったところですが、メモの存在がありましたので、担当者も、自分が設定したとしか考えられないと回答をしています。
浅見雄輔委員	では、最後の原因の所は、推測ということですか。
文化・交流課長	推測もございます。
会長	ほかに御質問はありますか。それでは御意見を頂ければと思います。御意見はありますか。
曾山恵理子委員	オンラインのフォームというのはいろいろなものがあると思いますが、Google フォームで今回のようなミスがあったということで、Google フォームは今後使わないという対策をされたらいいのではないかと感じましたが、

	いかがですか。
文化・交流課長	ご指摘の内容について、指定管理者側ともう一度よく話し合ってみます。
会長	<p>ほかに御意見はありますか。それでは私から申し上げます。先ほどの委員からの御意見と同じですが、Google フォームを使わないというよりは、利用者がほかの利用者の入力内容を閲覧できる機能がある入力フォームを使う必要性がありません。恐らく、杉並芸術会館が行う事業の申込みに関しては、全てがそうだと思います。同窓会のように、ほかの申込者の情報を共有しなければいけないイベントというのがありますが、そのような用途がないのであれば、そもそも必要のない機能があるものを使うことが問題であって、その機能がなければ本件のような問題も起こりません。例えば、野菜を切るのにもろ刃の包丁を使っていたら、もろ刃の反対側の刃で自分がけがをしましたと。そうしたら、普通誰でも言いますよね。何で片刃の包丁を使わないのと。今回、もろ刃の包丁を使って、自分が切れてしまいましたという話ですから、基本的には、必要のない機能があるものを使わないという単純なことが再発防止になると思います。どちらかという、ほかの人の回答が見られないフォームのほうが多いので、よりによって何故 Google フォームを使ってしまったのかというのが一般的な意見になると思います。指定管理者には厳しめに言っていただいて、本件に限らないことも全て点検していただくほうがいいと思います。余分な機能が付いていて、余分な機能をオフにして使うというような運用は、これは間違っただけでオンにしたら事故が起きてしまうわけですが、余分な機能がないものを使っていれば、事故は起きないということになりますので、そのように御指導をしていただくのがいいのではないかと思います。</p> <p>次に、すこやか赤ちゃん訪問記録票等の紛失のほうの質問に移りたいと思います。御質問がある方はいらっしゃいますか。浅見委員、お願いします。</p>
浅見雄輔委員	回答番号で調査した結果、レターパックはどこにいったかということになったのですか。
杉並保健所高井戸・和泉保健センター担当課長	私が把握している範囲では、この問合せ番号の登録自体がなかったということです。
浅見雄輔委員	調査できなかったということですか。レターパックというのは、タグを剥がすと番号が手元に控えられるようなシステムになっていますよね。
杉並保健所高井戸・和泉保健センター担当課長	番号の登録はありませんでしたが、郵便局内は調査していただきました。
浅見雄輔委員	手元に控えの番号は取っておいていなかったということですか。
杉並保健所高井戸・和泉保健センター担当課長	番号は分かっております。手元に番号は残っているのですが、郵便局側にその登録がなかったということです。
会長	郵便局側にその番号で受理したという記録がなかったということですか。
杉並保健所高井戸・和泉保健センター担当課長	そうです。
会長	分かりました。浅見委員、よろしいですか。
浅見雄輔委員	事実関係は分かりました。

会長	ほかに御質問はありますか。手元に剥がしたタグの番号はあるということですね。
杉並保健所高井戸・和泉保健センター担当課長	はい。
会長	そうすると、剥がした後に投函をしなかった可能性があるということですか。
杉並保健所高井戸・和泉保健センター担当課長	はっきり分からないというのが正直なところですが、それを剥がして郵便ポストに入れて、その後どうなったかというところです。本人は郵便ポストに投函したと主張しています。
会長	本人の記憶では、入れたことは確かだということなのですね。
杉並保健所高井戸・和泉保健センター担当課長	そうです。
会長	所管課としては、原因をどちらに考えているのですか。もし、その方の主張を信じるのであれば、郵便局が紛失したものと考えていらっしゃるのですか。
杉並保健所高井戸・和泉保健センター担当課長	事実として、結局、投函したということも、例えば、防犯カメラに写っていたとか、そういうことで証明できないので、やはり、御本人が投函したかどうかということも含めて、郵便局で配達される途中でなくなってしまったというように認識しています。
会長	認識ではなくて、可能性としては、本人が投函し忘れたという可能性と、郵便局が紛失したという可能性の、2つの可能性があるというふうに考えているということですか。
杉並保健所高井戸・和泉保健センター担当課長	そのとおりです。
会長	分かりました。ほかに御質問はありますか。
安田マリ委員	今後、調査を継続して行う予定はないのですか。
杉並保健所高井戸・和泉保健センター担当課長	今のところ、もうこれ以上追及することはできないかと思っております。当然、どこかで見つかる可能性はゼロではないので、引き続き各保健センター、留意しているところです。
安田マリ委員	レターパックの控えの番号は目視というか、所管課で確認されたのですか。
杉並保健所高井戸・和泉保健センター担当課長	確認しました。
安田マリ委員	郵便局で窓口に出したとしても、また同じようなことが起こり得る可能性について、どのようにお考えですか。
杉並保健所高井戸・和泉保健センター担当課長	郵便局に対人でお渡しすれば、可能性は低いのではないかと思います。
安田マリ委員	もし仮に、郵便局のほうで配達ミス、どこかで脱落したとか、そういうことがあると考えるとすれば、窓口で受け取っても、その後に同じ事故が起こり得るのではないかと思うのですが、その辺りはいかがですか。

杉並保健所高井戸・和泉保健センター担当課長	番号登録をされる前に、もし郵便局側で紛失してしまえば、起こる可能性はあるかと思えます。番号登録されれば、紛失はないのではないかと思います。
安田マリ委員	郵便局はどの時点で番号登録をするのですか。作業工程と言いますか、どうなっていますか。
杉並保健所高井戸・和泉保健センター担当課長	私どももそこまでは把握しておりませんが、郵便ポストから集荷されて、それを郵便局に戻って整理している段階で登録されるものではないかと思われまます。
安田マリ委員	その辺りの工程も確認、把握していただいて、その上で是非しっかりと再発防止策を講じていただければと思います。これは意見です。
会長	ほかに御質問がなければ、意見に移りたいと思います。
曾山恵理子委員	質問ですが、すこやか赤ちゃん訪問記録票をポストに投函した後に、郵便局側で紛失したとなった場合に、盗難届みたいなものは出せないものなのでしょうか。郵便局が出すのか、それとも区側が出すのかというところもありますが。
杉並保健所高井戸・和泉保健センター担当課長	差出人から警察へ遺失物の届出をしております。郵便局の中で物がなくなったということに関して、郵便局側がどのような対応を取るかは、把握しておりません。
曾山恵理子委員	もし盗難ということであれば、防犯カメラとか、そういったものもしっかり見ていただけるのかなと思いました。防犯カメラの確認は、既にされているのでしょうか。
杉並保健所高井戸・和泉保健センター担当課長	郵便局側がそこまでしているかということですか。
曾山恵理子委員	郵便局側の確認もありますし、区から、防犯カメラを見せてほしいという働きかけはしているのでしょうか。
杉並保健所高井戸・和泉保健センター担当課長	郵便局内の防犯カメラでしょうか。
曾山恵理子委員	いえ、ポストの近くの防犯カメラです。
杉並保健所高井戸・和泉保健センター担当課長	本件については、ポストの近くに防犯カメラがありませんでした。
曾山恵理子委員	分かりました。
会長	ほかに御質問はありますか。それでは、御意見に移りたいと思います。先ほどの安田委員の御発言は御意見として組み入れておきたいと思えます。ほかにご意見はありますか。 それでは、私から申し上げます。先ほどの委員の意見に重複しますが、原因調査の確認が少しふわふわとしている気がします。特に、起こってしまったことは仕方がないわけですが、この後、再発防止策を検討する際、郵便局が紛失したということが原因であれば、その再発防止策は、今後、所管課は、郵便局を使わないという再発防止策を検討しなければいけないわけですね。そこまで考えた上で、原因をあやふやにしているのかということが気になります。そこは白黒はっきりさせないと、投函したつもりの人が、実際は投函しないで

	<p>どこかに置き忘れてしまったという場合と、投函をしたにもかかわらず郵便局が紛失したということ、言い換えると、委託事業者が契約違反を起こした場合の再発防止策は異なります。後者であれば、再発防止策としては、そのサービスを使わないということになるわけですね。事情が難しいのは分かりますが、そこは本腰を入れて、切り分けて考えないと再発防止策にならないですね。もう少し踏み込んで、きちんとその白黒ははっきりさせたほうがいいと思いますので、そういうふうにご意見をさせていただきますので、深刻に考えてください。</p> <p>私も、郵便局が投函された郵便物を紛失するという事故がどのくらい起きているのか知らないのですが、仮にそんなことがあったら郵便ポストはもう使えないですね。投函されたものをなくしたという話であれば、公式に謝罪すべき案件であって、郵便局が問合せ番号はないと言っているのは、受け取っていないという主張なのか、投函されたのかもしれないが、郵便局側で処理できず、同様のことはときどきありますという主張なのか、その確認すらまだできていないという印象を受けるので、郵便局にまずはその白黒を言ってもらわないと、その次のステップには進めないと思います。そこはやはり郵便局に言わせないといけないと思うのです。どちらか分かりませんというのでは、ポストはもう使えないという話になってしまうと思いますので、そこはもう少し調査をしていただくほうがいいかなと思います。ほかに御質問等なければ、本件は了承といたします。</p> <p>それでは、本日、審理した諮問第4号、諮問第5号について、ここで答申をしまいたします。これから事務局が答申案文をお配りしますので、内容を御確認願います。なお、オンラインにより参加される委員の皆様は画面から御確認ください。</p>
(答申案文配布)	
会長	この内容でよろしいですか。
(異議なし)	
会長	それでは答申文をデジタル戦略担当部長にお渡しいたします。
(答申文手渡し)	
会長	本日の議題は以上となります。最後に、事務局から何か連絡事項はありますか。
情報管理課長	<p>事務局から大きく2点あります。まず1点目が、前回の第3回審議会の会議録ですが、こちらについては本日確定をいたしました。内容については変更ございませんので、事前にお配りしたもので確定ということになりますので、改めての提供は控えさせていただきますので御了承願います。</p> <p>2点目が、次回の審議会の日程です。次回の審議会は、令和6年度の開催で、現在、会場の確保等調整をしておりますが、現段階では、令和6年7月頃の開催を予定しております。審議会の開催日程については、決定いたしましたら速やかにお知らせいたしますので、よろしくお願いたします。</p>
会長	それでは、以上で令和5年度第4回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。本日は御協力いただきありがとうございました。